

コンプライアンス委員会規程

新規制定： 2011 年 10 月 01 日
更新日付： 2012 年 07 月 24 日

株式会社 新世紀システムズ

(総則)

第1条 この規程は、コンプライアンス委員会（以下、単に「委員会」という）について定める。

(委員会の設置)

第2条 会社は、法令を誠実に遵守する公正な経営を実践するために委員会を設置する。

(構成)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 代表取締役
- (2) 社外取締役
- (3) 顧問弁護士
- (4) コンプライアンス統括室長

(会議の招集等)

第4条 会議は、毎年度1度、あるいは必要に応じて開催とし、招集は少なくとも2週間前に社長が通知する。なお、議長はその都度委員より互選する。

(議題)

第5条 会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンスを経営の基本とすることの確認
- (2) 役員・社員行動規範の確認
- (3) コンプライアンスのための内部統制制度の有効性の評価
- (4) 会社に適用される法令の動向
- (5) その他コンプライアンスに関すること

(議事録)

第6条 会議を開催したときは、議事録を作成する。

(周知)

第7条 コンプライアンス統括室長は、会議の内容をすべての役職者に周知させなければならない。

(承認)

第8条 コンプライアンス統括室が施行する規程に関する事項の審議、その承認を行う。

(付則)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

■ 改版履歴

版数	制定/改訂日	該当頁/ 該当項目	制定理由/改訂の要点	承認	作成
初版	2011/10/01	全頁	新規作成		
第2版	2012/07/24	2頁	第4条に招集内容と議長の選定について追加		